

められしにや。舊藩中の諸記録中に、里塚建築の事は所見
なけれど、此の時代に築きたるなるべし。里程等の事は、
既に上口野町の端なる里塚の條に委しく載せたるが故に爰
に略す。さて此の山上町の里塚は、明治廢藩の後廢せら
れ、其の遺跡今は、塚地と成りて家屋を建てたり。

○春日町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、春日町・大衆免町を一裁
許とす。金澤通町筋町割書に、六町春日町とあり。此の町
地は山上村の地内にて、山上春日の社あるに依りて町名に
呼びたるもの也。

○小坂神社

舊名を山上春日と呼べり。社記に云ふ。當社草創者、元正
天皇御世養老元年四月、大和國御笠山より春日四座の神靈
を初て勧請し、小坂庄の惣社と奉祀、山上村に社殿を創立
して、小坂庄内二・三ヶ村の惣鎮守とし、山上村及び神宮
寺・大衆免・談議所の四村、當社を以て産土神とす。とあり。
今按ずるに、康正二年造内裏段錢國役引付に、春日領加州
小坂庄西方段錢四貫九百一拾文。と見ゆ、春日社家日記に、

永正十八年正月加賀國小坂庄御供備進之事。など、載せ
れば、往古は小坂庄は大和國の春日領にて、本社春日神社
の神領なるにより、此の地に春日四座の神靈を勧請して祝
ひ祭りたるもの也。田中式如の恒齋隨筆に云ふ。凡そ諸國
に神明・八幡・春日等の社其の數多きは、多分往古伊勢領或
は石清水の神領・三笠山の神領とて、諸國に散在せるが故
に、其の神領に勧請せる幾祠今に遺りて一社となれり。と
いへり。今此の春日町なる山上春日社は、即ち三笠山の神
領なる頃勧請せし幾祠の一社となりたるもの也。然るを享
保頃の神職高井某、當社の來歴をも願慮せず、延喜式内の
神社に非ざるを以て、當社をば式内の加賀郡神田神社なり
といひ出で、鳥居等にも神田神社と書載せたる額を掛け、
専ら神田神社の社號を主張せり。按ずるに、寛文七年六月
十八日吉田家よりの許狀に、賀州河北郡山上村春日大明神
之祠官と記載あり。其の後正徳二年六月廿六日の許狀に
も、春日大明神等五社之神主とあり、また貞享二年の由來
書にも、尙春日とのみありて神田神社の事を載せず。然る
を享保五年の社記に、初て神社の社號を記載すれば、享保

の初頃此の時の神職の奸曲にて、俄にひ出でたるもの
也。故に明治維新の初め段々取糺の上、神田神社の額を取
除くべきことを、縣廳より告諭ありて、山上春日神社の舊
號に復し、明治五年十一月郷社に列せられ、同七年六月社
號を更に小坂神社と定められたり。嗚呼維新の良辰に當
り、曖昧たる社號を除き、故實に基づき小坂の神號に復し
たること、實に慶すべし。

○春日神官高井氏傳

享保五年の社記に云ふ。昔は社家・社僧數名居て神事を勤
め來れる處、文明年中に當國一揆諍亂の際、社頭悉く兵火
に罹り、社殿・佛閣・灰燼と成る。其頃神体をば神宮寺村の
別社へ遷座し奉り、神官・社僧は悉く逃亡して往方を知ら
ず。然るに年月星霜を経て、天下泰平に屬しけるに依りて、
寛永十三年に小坂庄の郷民相催して互に協力し、往古の舊
址を尋ねて社地を再興し、社殿を造立して神体をば神宮寺
村の別社より遷座なし奉りぬ。其頃中納言利常卿召仕はれ
ける高井三喜なるもの、當社大宮司の裔孫なるを以て、神
官となし据置度しとの旨を、氏子の者共より出願す。其由

利常卿の御聽に達しけるに、遂に願意の趣旨聞召し上られ、
則神職に命ぜられたり。依之不日上京して、吉田家より神
道傳授を得、高井大和長次と改稱し、利常卿に奉仕せし山
縁を以て祈禱所に命ぜられ、且何にても願意の趣あらば出
願に及ぶべしとの御沙汰有之に付、社地の松山一山拜領致
し度旨出願せしに、願の如く則一山神領に命ぜられ、別に
神主屋敷とて社地を麓にて賜はりけり。と記載す。又高井
氏の傳説に云ふ。昔當國本願寺一揆亂の頃、此の山、上春日
の社殿悉く兵火に罹り、往古以來奉仕せる神職は、河北郡
田上村へ没落して、野鍛冶を職業となし漸く生計を立てた
り。一子をば中納言利常卿の掃除坊主に召仕はれたり。然
るに世泰平に成り、諸社再興の際、此の春日社も再建なし
けるに、神職なくては不都合なりとて、氏子の者共、往古
以來の神主の筋目の者あらばやと尋ね求めける處、御城内
に召仕はれける掃除坊主の事をば聞出し、社家の跡繼がせ
んと氏子共協議の上、情願に及びけると也。山本基庸の微
妙公遺事別集に云ふ。春日神主の子なく相果てたり。掃除
坊主の内に筋目之者有之、御暇申上神主に成りたり。江戸